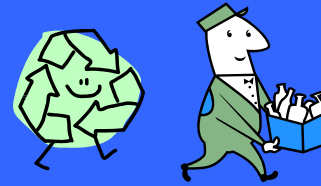


# 事業所ごみの出し方ルール

事業所ごみは家庭ごみのステーションに出すことができません。  
 ※不適正処理や不法投棄を行うと法律により罰せられます。



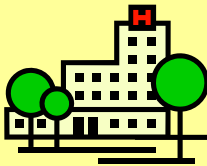
## [ 事業所の例 ]



コンビニ・小売店舗



飲食店



病院・公共施設

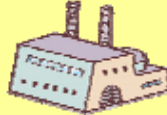
※個人経営のお店や、店舗兼住宅の場合なども、規模や従業員数等に関わらず全て事業所となります。

ごみとして捨てる場合は、次の3つのいずれかの方法による、適正処理をお願いします。

### 自家処理

堆肥化を行ったり、一般廃棄物処理基準に従って処理施設を建設し、処理する。

### 自己搬入



事業者自らが搬入地域の一般廃棄物処理施設まで搬入する。「ごみ処理手数料」は下表をご覧ください。

### 業者委託



収集運搬業許可業者に処理を依頼する。(裏面の「1. 一般廃棄物収集運搬業許可業者」をご参照ください) …有料

※可燃ごみを袋に入れて収集運搬許可業者に収集運搬を委託する場合は、透明なごみ袋を使用することになりました。(令和2年6月より)

※ごみ処理を、廃棄物処理業の許可を持っていない仲業者等に委託したため、不適正に処理される事例が発生しています。ごみの排出事業者は、ごみが適正に処理されているか最後まで責任を持つこととされています。ごみ処理を他に委託する場合は、廃棄物処理業許可業者と直接契約し、適正処理に努めてください。

## ごみ処理手数料 (直接処理施設に持ち込んだ場合の料金です。)

### 【可燃ごみ焼却施設】

施設名	搬入地域	処理手数料
神谷清掃工場	鳥取市内全域	10kgごとに120円

### (お願い)

大量のごみを搬入される際は、各施設に事前に搬入物等についての連絡をお願いいたします。  
 連絡先は裏面「3. ごみ直接搬入先」をご参照ください。

## ごみ減量・リサイクルのススメ

資源として再利用できるものはごみとして捨てず、分別して再生資源業者に引き渡す方が、経費を安く抑えられます。

### 再生資源業者に引き渡せるもの

古紙類 (OA用紙、ダンボール、新聞・広告紙、書籍・雑誌等)、ビン・缶類、古布類等

### ごみダイエット作戦!

- ① コピー用紙は両面を使用する。
- ② メモ用紙は使用済用紙の裏面を使う。
- ③ 封筒は何度も使用する。
- ④ 紙コップや紙皿を使わず、各自のものを用意する。
- ⑤ 生ごみはコンポストを利用し堆肥化する。
- ⑥ 電子データを利用し、ペーパーレス化を推進する。
- ⑦ 機密文書も機密を保持したままリサイクルすることができます。詳しくは廃棄物対策課へお問い合わせください。

### 産業廃棄物の取り扱い (注意!)

金属くず、ガラスくず、廃油、廃プラスチック、建設廃材等、産業廃棄物の処分については下記連絡先までお問い合わせください。なお、産業廃棄物は左欄の施設に持ち込むことはできないので注意してください。

### 【産業廃棄物についてのお問い合わせ】

鳥取市 環境局 廃棄物対策課  
 TEL (0857) 30-8092

## 【事業所ごみの出し方 Q&A】

### Q1 お店から出てくるごみも家庭から出てくるごみもほとんど同じなのに、事業所ごみになるの？

家庭ごみ以外は、全て事業所ごみです。商店、工場、学校、飲食店、旅館などの事業活動に伴って生じたごみはもちろん、店舗付住宅の個人商店も、家庭のごみとお店のごみはきちんと分けることになります。(家庭ごみについては従来どおりステーションに出すことができます)

### Q2 なぜ家庭ごみのステーションに出せないの？

もともと事業所ごみは、法律・条例により自らの責任において処理することが義務付けられています。以前は、少量排出事業者については特例により家庭ごみステーションに出すことを認めていたこともありましたが、事業者間の公平性が問題となり、事業者責任という認識が曖昧になるため、また、ごみ減量意識の向上のため、制度が見直されました。

### Q3 事業所ごみはどうしたらいいの？

表面にある、業者委託、自己搬入、自家処理のいずれかの方法により処理してください。また、ごみとして捨てるのではなく、資源として再生資源業者に引き渡すなどすれば、経費を格段に抑えることが可能です。

### Q4 収集業者との契約ってどうしたらいいの？

右の許可業者リスト「1. 一般廃棄物収集運搬業許可業者」を参考に、自分の事業所から出るごみの種類や量などに応じて条件にあった許可業者を選び、契約してください。

### Q5 収集してもらうための料金は決まっているの？

契約料金は業者によって、また、契約内容によって異なります。料金面やサービス面で総合的に条件のあう許可業者と契約してください。(契約料金はごみ処理手数料を含む)

### Q6 直接処理施設まで搬入した場合の料金はどのようになるの？

可燃物は10kgごとに120円です。ただし、産業廃棄物を搬入することはできませんので、事前にご確認ください。

### Q7 事業所ごみを自分で焼いていいの？

焼却することは、一定の例外を除き法律で禁止されています。焼却するには法に基づいて設置された焼却炉、又は市の焼却施設でのみ可能となっていますのでご注意ください。

### Q8 事業所ごみも市の有料の袋で出さなくてはいけないの？

事業所ごみは、市の有料指定袋で出す必要はありませんが、可燃ごみを袋に入れて許可業者に収集運搬を委託する場合は、透明なごみ袋で出してください。(令和2年6月より)

### ◎ 「鳥取市ごみ減量等推進優良事業所認定制度」に応募されませんか？

(詳細：鳥取市公式ホームページをご覧ください)

(問い合わせ先)

【鳥取市市民生活部 環境局 廃棄物対策課】

管理係 (0857) 30-8091

【各総合支所 市民福祉課】

国府地域 (0857) 39-0557 福部地域 (0857) 75-2812  
 河原地域 (0858) 76-3113 用瀬地域 (0858) 87-3783  
 佐治地域 (0858) 88-0212 気高地域 (0857) 82-3170  
 鹿野地域 (0857) 84-2013 青谷地域 (0857) 85-0012



#### 1 一般廃棄物収集運搬業許可業者

許可業者名	ところ	連絡先	品目限定
公益財団法人鳥取市環境事業公社	鳥取市秋里1031-2	0857-22-8585	
(有)二葉商会	鳥取市叶92-3	0857-53-5005	
(有)生田商店	鳥取市国府町中郷33	0857-26-0197	
(株)クリーンコクフ	鳥取市国府町麻生547-8	0857-23-9493	
(株)クリーンフクベ	鳥取市福部町細川676番地33	0857-75-2310	
因幡環境整備(株)	鳥取市用瀬町美成323-1	0858-87-6668	
(株)玉川	鳥取市商栄町251-8	0857-39-0700	
(有)大伸設備工業	鳥取市興南町148	0857-23-5630	食品残渣を除く
(有)東部資源リサイクル	鳥取市西品治780-1	0857-23-0656	
(株)キョウエイ	鳥取市気高町北浜1-53	0857-82-0353	鳥取地域及び西部地域から生じたごみに限る
(有)水明社	鳥取市相生町3-103	0857-22-4603	鳥取地域から生じたごみに限る
(株)牧浦商店	鳥取市正蓮寺99	0857-23-0591	
(有)アセスメントカンパニー	鳥取市港町62-3	0857-32-2542	食品残渣を除く
(有)森本組	鳥取市湖山町東2-245	0857-28-5392	木くず、廃プラスチック類及びがれき類に限る【リサイクル】
(有)マルヤス産業	鳥取市安長443-8	0857-29-7491	
(有)錦海化成	境港市昭和町7-3	0859-44-6623	魚のあら(魚介類残渣)に限る【リサイクル】
(有)広島水産加工	広島県呉市阿賀南6-2-10	0823-71-7634	魚腸骨(動植物性残渣)に限る【リサイクル】
(株)新井商会	鳥取市桜谷274	0857-26-6911	
(株)原田建設	鳥取市数津62-2	0857-53-4331	食品残渣を除く
(株)アズマロジ	鳥取市福部町海士499-2	0857-75-2311	
(有)ステップ	鳥取市河原町高福619	0858-85-0043	魚のあら(動植物性残渣)に限る【リサイクル】
千代興業(有)	鳥取市千代水2-46	0857-28-7181	食品残渣を除く
(株)木下産業	鳥取市叶115-4	0857-53-3260	
三光(株)	鳥取市福部町細川543-1	0857-75-2551	廃プラスチック類、木くず、動物又は植物に係る固形状の不要物【リサイクル】
新星産業	鳥取市桂見623-7	0857-31-0910	食品残渣を除く
(有)桜宮	鳥取市浜坂267-8	0857-24-4887	家屋解体に伴い発生する一般廃棄物(食品残渣を除く)
(株)マルケー	鳥取市古海312-1	0857-26-3006	

#### 2 一般廃棄物処分(中間処理)業許可業者(リサイクル専門)

許可業者名	ところ	連絡先	品目限定
(有)アセスメントカンパニー	鳥取市港町62-3	0857-32-2542	木くず、廃プラスチック類及びガラスくずに限る
(有)森本組	鳥取市湖山町東2-245	0857-31-3337	剪定くず、木くず、廃プラスチック類及びがれき類に限る
千代興業(有)	鳥取市千代水2-46	0857-28-7181	草、剪定くず、木くず及び廃プラスチック類に限る
(有)マルヤス産業	鳥取市安長443-8	0857-29-7491	木くず、廃プラスチック類、ガラスくず、陶磁器くず及びがれき類に限る
因幡環境整備(株)	鳥取市用瀬町美成323-1	0858-87-6668	草、剪定くず、木くず、廃プラスチック類及び食品廃棄物に限る
(株)原田建設	鳥取市数津62-2	0857-53-4331	草、剪定くず、木くず及び廃プラスチック類に限る
(株)エコ・ファーム鳥取	鳥取市港町62-1	0857-31-6263	刈り草、拔根草に限る
(株)白環環境開発	鳥取市千代水4-40	0857-38-3020	焼却施設・・・廃プラスチック類、木くず及び動植物性残渣に限る 廃プラスチック類・木くず又はがれき類の破砕施設・・・廃プラスチック類、木くず及びがれき類に限る
三光(株)	鳥取市福部町細川543-1	0857-75-2551	生ごみ・汚泥に限る

#### 3 可燃ごみ処理施設(一般廃棄物に限ります。)

処理施設	ところ	連絡先	品目限定	搬入手数料
神谷清掃工場	鳥取市西今在家228	0857-53-2612	鳥取市から生じた可燃ごみに限る	10kgごとに120円